

品川区教育支給認定に係る事務取扱要綱

制定 平成 26 年 11 月 25 日 区長決定 要綱第 171 号

改正 平成 30 年 3 月 28 日 区長決定 要綱第 76 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもが、法第 20 条第 1 項の認定を受けるにあたり必要な手続き等について、法、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「施行規則」という。）その他法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(教育支給認定の申請)

第 3 条 就学前子どもの保護者が、法第 20 条第 1 項の規定に基づき、法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもとして認定（以下「教育支給認定」という。）を受けようとするときは、教育支給認定申請書（第 1 号様式）により区長に申請するものとする。

(認定証の交付)

第 4 条 区長は、教育支給認定を行うことを決定したときは、申請者に支給認定証（第 2 号様式）を交付しなければならない。

2 区長は、教育支給認定を行わないことを決定したときは、申請者に支給認定却下通知書（第 3 号様式）を通知しなければならない。

(利用者負担額の通知)

第 5 条 区長は、前条第 1 項の教育支給認定を受けた小学校就学前子どもが特定教育・保育施設を利用したときは、施行規則第 7 条の規定に基づき、当該特定教育・保育施設に対し利用者負担額決定通知書（第 4 号様式）により、当該支給認定保護者に対し教育・保育支給に係る利用者負担額決定通知書（第 5 号様式）により利用者負担額に関する事項を通知しなければならない。

(教育支給認定の変更申請及び変更の届出)

第 6 条 支給認定保護者は、現に受けている教育支給認定に係る施行規則第 10 条第 4 号に

規定する利用者負担額に関する事項を変更する必要があるとき、または施行規則第 15 条第 1 項に規定する届出事項を変更する必要があるときは、速やかに、教育支給認定変更申請書兼変更届出書（第 6 号様式）を区長に提出するものとする。

- 2 区長は、前項の申請により、当該支給認定保護者の利用者負担額を変更する場合は、当該特定教育・保育施設に対し利用者負担額変更通知書（第 7 号様式）により、当該支給認定保護者に対し教育・保育支給に係る利用者負担額変更通知書（第 8 号様式）により利用者負担額に関する事項を通知しなければならない。

（教育支給認定の取消し）

第 7 条 区長は、法第 24 条第 1 項の規定に基づき、教育支給認定の取消しを行ったときは、当該支給認定保護者に対し、支給認定取消通知書（第 9 号様式）により通知する。

（支給認定証の再交付）

第 8 条 支給認定保護者は、施行規則第 16 条第 2 項の規定に基づき支給認定証の再交付を申請するときは、支給認定証再交付申請書（第 10 号様式）により区長に申請するものとする。

（委任）

第 9 条 この要綱の適用について必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。